

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例（平成15年多摩市条例第30号）抜粋

第5条 少年自然の家の入所の時間は午後3時からとし、退所の時間は午前10時までとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（附帯施設の利用時間）

第6条 附帯施設を利用することができる時間は、前条に規定する入所から退所までの時間内とする。ただし、附帯施設を1団体が専用利用する場合は、入所日にあつては午後1時から、退所日にあつては正午まで利用することができる。

（利用者）

第7条 少年自然の家は、引率者が18歳以上である2人以上の団体が、次の各号のいずれかに該当するときに利用することができるものとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 学校教育の一環として利用するとき。
- (2) 青少年団体が学習活動の場として利用するとき。
- (3) レクリエーション又は野外活動の場として利用するとき。
- (4) 前3号のほか、指定管理者が委員会の定める基準により適当と認めるとき。

（利用の許可）

第8条 施設等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、利用の許可に当たり、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の許可に関し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属物を破損又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号のほか、指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、秩序を乱し、他人の迷惑となるとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

（設備変更の禁止）

第12条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合で、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金）

第13条 利用者は、指定管理者に対し、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。